

発行に寄せて

－北里大学病院 移植医療支援室長の立場から－

早川 和重*

移植医療には、臓器(腎臓、心臓、肺臓、肝臓、脾臓など)、組織(角膜、皮膚、骨、血管、心臓弁、胰島など)、細胞(造血幹細胞、体性幹細胞など)の移植があり、通常の医療としての諸問題以外に、臓器、組織または細胞の提供者(ドナー)を必要とするという特殊性がある。とくに脳死下臓器移植については、わが国では臓器提供に関する制約が厳しく移植数が伸びない状況にあり、移植医療ならびにドナー確保についての啓蒙活動の重要性が指摘されている。このような状況を踏まえて、平成21年に臓器移植法が改正された。改正の要点は、年齢を問わず、脳死を一律に人の死とし、本人の書面による意思表示の義務づけをやめて、本人の拒否がない限り家族の同意で提供できるようにする、というものである。これにより、家族の同意があれば、子供から子供への臓器移植が可能になった。問題点としては、脳死を一律に人の死とすることに抵抗が根強いこと、親の虐待を受けて脳死になった子から親の同意で提供されて虐待の証拠が隠滅される懸念があること、脳の回復力が強い乳幼児の脳死判定基準が確立していないこと、などが挙げられている。いずれにしてもドナー確保には医療関係者はもとより社会全体の移植医療に対する理解と、それに随伴する多くの倫理的な配慮が不可欠である。

当院では、移植医療実施の認定機関として、「心停止後臓器提供対応対策マニュアル」(平成12年作成)、「脳死下臓器提供対応対策マニュアル(改訂版)」(平成14年作成)を整備し、移植医療に対応してきた。さらに、平成18年度からは、臓器・組織を含めた移植医療に安全かつ確実に対応できるよう「移植医療支援室」を新設し、組織体制も整備した。平成20年5月20日には、移植医療を取り巻く社会情勢の変化に対応すべく、「脳死下臓器提供机上訓練」を実施し、各関連部署等の連携・外部関係者との調整や一連の流れを確認し、実情に合わせた対応策について協議した。その結果を基に、上記マニュアルの見直しを行い、心臓停止後・脳死下臓器提供の流れを網羅した「臓器・組織提供対応対策マニュアル」を作成した。これに伴い前記二つのマニュアルは廃止した。今後、当院でのドナー発生時には、本マニュアルに則り、十分な倫理的配慮の下に安全かつ確実な対応がなされることを期待している。また、平成21年度にはドナーアクションプログラムも開始した。

以上の内容を含めて、本書を通じて当院での移植医療支援室の活動を紹介することで、神奈川県の移植医療体制が今後より充実したものとなることを期待したい。

末筆ながら、本書を作成するにあたり、ご執筆にご協力を頂いた関係諸氏に深く感謝申し上げる。

*北里大学病院 副院長・移植医療支援室長